

令和6年3月6日（水曜日）

予算決算委員会文教・子育て分科会

第2委員会室

出席委員

石見和之、塚本進介、西本真造、竹尾浩司、
蔭山敏明、宮本吉秀、杉本博昭、三浦充博、
小田響子

【文教・子育て委員会（こども未来局）の審査】

開会 10時40分

こども未来局 10時40分

送付議案説明

- ・議案第1号 令和6年度姫路市一般会計予算
- ・議案第3号 令和6年度姫路市母子父子寡婦福祉
資金貸付事業特別会計予算
- ・議案第12号 令和5年度姫路市一般会計補正予算
（第8回）

質疑 10時55分

（質問）

こども誰でも通園制度の試行的事業について、利用時間が月10時間までとなっているが、試行がうまくいった場合には、利用時間の拡充を目指していくのか。試行が終わった後には、どのように展開していこうと考えているのか。

（答弁）

国は、令和7年度まで試行的事業を行う予定としている。様々な自治体で、一律の形ではなく試行され、試行的事業終了後、国が各自治体の実施結果をまとめ、それを基に本格実施に向けた方針を定めるものと考えている。

（質問）

児童虐待対応医療専門アドバイザー事業における医療専門アドバイザーには、どのような人を任命するのか。

（答弁）

他の自治体で児童相談所の運営等に携わった経験のある児童精神科の医師に依頼したいと考えている。

（質問）

月1回、医療専門アドバイザーを招いて助言や指導を受けるとのことであるが、何時間ぐらいを予定して

いるのか。

また、どのようなことに関して助言等を受けようと考えているのか。

（答弁）

1回1時間半程度を予定している。

内容については、児童相談所の設置に関する姫路市としての在り方検討をはじめ、発達に課題がある子どもへの支援方法や医療機関との連携等に関して助言してもらいたいと考えている。

（質問）

低所得子育て世帯の大学等受験料・模擬試験受験料助成事業について、対象者を大学等を受験予定の20歳未満の児童としているが、どのような考え方をもって19歳、20歳を対象にしたのか。

（答弁）

国に問い合わせたところ、本事業は母子及び父子並びに寡婦福祉法をベースとしているとのことであった。同法では児童を20歳に満たない者と定義していることから、本事業も20歳未満を対象としている。

（意見）

国が成年年齢を18歳に引き下げたのに、片や20歳までを児童とするのは、整合性が取れていないように思う。

（質問）

大学等受験料の助成について5万3,000円を上限としているが、複数の大学を受験する場合、受験料を合算して補助申請することができるのか。

（答弁）

限度額については、年度ごとの設定であることから、合計して5万3,000円に達するまで助成できる。

（質問）

受験に失敗しても、20歳になるまでは補助申請できるのか。

（答弁）

そうである。一浪や二浪であっても、20歳未満の受験については助成可能である。

（質問）

中学3年生には模擬試験の受験料を補助することであるが、高等学校の受験料について助成しないのは、どのような理由があるのか。

（答弁）

本事業は、国の補助事業であるひとり親家庭等生活向上事業中、こどもの生活・学習支援事業であり、国の補助条件に沿って運用している。

(質問)

助成額に受験料を加えると、国の補助対象から外れるという理解でよいのか。

(答弁)

対象外となり、市の単独事業になる。

(要望)

同事業は新たに始めようとする制度であることから、助成対象となる世帯に制度の存在やその仕組み等に関する情報が届くよう、しっかりと周知してもらいたい。

(質問)

こども誰でも通園制度の試行的事業を実施する 3 施設には、保育士を増配置するのか。

(答弁)

各施設に会計年度任用職員を 2 人、3 施設で合計 6 人を配置しようと考えている。

(質問)

令和 6 年度から、国は保育士の配置基準を見直すとしているが、姫路市では見直しに対応して保育士を増配置するのか。

(答弁)

現時点で増配置は必須ではなく、私立施設において改善すれば加算するという形になっている。

公立保育所においても増配置していくべきであるが、保育士・保育教員の不足が深刻であることから、困難である。

引き続き人事当局に保育士の増員を要望していきたい。

(要望)

現場の保育士が困っているのを、人事当局へしっかり要望してもらいたい。

(質問)

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について、減額の主な理由は、貸付見込件数の減によるものという説明があったが、なぜ減少する見込みなのか。

(答弁)

令和 2 年度から、国において給付型奨学金の制度が創設されたことや、少子化の進行から、年々、貸付件

数及び貸付額が減ってきている。

(質問)

こども誰でも通園制度の試行的事業を行う 3 施設に募集定員はあるのか。

(答弁)

午前に 3 人、午後に 3 人、1 日当たり 1 施設 6 人を受け入れる形を想定している。

月曜日から金曜日まで実施して、1 施設で 30 人、3 施設で 90 人と考えている。

(質問)

応募多数の場合は、どのような対応になるのか。

(答弁)

定員を上回る応募があれば、抽選により決定したいと考えている。

(質問)

通常の保育における待機児童については、どのように解消しようと考えているのか。

(答弁)

こども誰でも通園制度や一時保育等を利用しつつ、入所を待ってもらうことにはなるが、今後も、認可保育所等に定員の拡大を依頼するなど、教育・保育の提供体制の確保に努めていきたい。

(要望)

待機児童が解消されていない状況で試行的事業を実施するのは課題が多いと思われるが、本格実施に向けて、よい制度となるようしっかり取り組むとともに、誰もが希望する保育サービスを受けられるよう引き続き努めてもらいたい。

(質問)

国庫補助金には、補助率が 2 分の 1、3 分の 1、3 分の 2 等があるが、どのように分けられているのか。

(答弁)

国の要綱において、それぞれの事業の補助率が決まっている。

例えば、保育対策総合支援事業費補助金については補助率が 3 分の 2、2 分の 1、3 分の 1 とあるが、保育対策総合支援事業費の中にいろいろな国の補助メニューがあり、メニューごとに補助率が決まっている。

退職者挨拶

こども未来局終了

11 時 20 分

【文教・子育て委員会（教育委員会）の審査】

教育委員会

13時36分

送付議案説明

- ・議案第 1 号 令和 6 年度姫路市一般会計予算
- ・議案第 12 号 令和 5 年度姫路市一般会計補正予算（第 8 回）

質疑

13時52分

（質問）

新規事業の市立小中学校における不登校児童生徒支援員の配置について、配置予定の支援員 54 人の確保はできているのか。

（答弁）

令和 6 年 3 月 12 日に採用試験の実施を予定しているが、現在 33 人の応募がある。

その試験結果により、第 2 次の募集を行う予定である。

（質問）

拡充事業の出張型の適応教室の増設について、実施場所と実施頻度はもう決まっているのか。

（答弁）

新規増設の場所としては、大塩公民館と香寺図書館の 2 か所で、どちらも隔週で月 2 回の実施を予定している。

（質問）

安富公民館と広畑市民センターで既に実施中の出張型適応教室の参加状況はどうなっているのか。

（答弁）

安富公民館で 1 人、広畑市民センターで 4 人の参加があり、いずれの参加者も中学生である。

（要望）

ぜひ一人でも多くに支援が行き届くように頑張ってもらいたい。

（質問）

新規事業の自校外プール活用事業について、対象校と期間を説明してもらいたい。

（答弁）

公立・民間施設のプールを活用する 3 校は、野里小中学校が S U N 姫路を、香呂南小中学校が香寺温水プールを、城陽小中学校が N S I 姫路を利用する予定としている。

学校プールを共用する 3 校は、令和 5 年度に引き続き、城乾小中学校が城乾中学校と、白鷺小中学校の前期課程が後期課程と、豊富小中学校の前期課程が後期課程と共用する予定としている。

なお、学校プールを共用する 3 校については、水泳の授業が夏場に集中するので、それぞれ来年度のクラス数の決定次第、どのような時間割が組めるのか検討していきたい。

また、公立・民間施設のプールを活用する 3 校については、活用するプールがいずれも温水プールであることから季節を問わず授業の実施が可能であり、それぞれの施設の水泳教室の空き状況を見て学校の授業を計画していきたい。

（要望）

同事業については、いろいろと試しながら、できる限り広げていってもらいたい。

（質問）

新規事業の図書館託児サービス事業について、月 2 回実施というのは具体的にいつを想定しているか。

また、利用するに当たっては事前予約が必要なのか。

（答弁）

月 2 回の実施については、第 2 水曜日と第 3 金曜日を考えている。

なお、それぞれの曜日で午前中に 1 時間ずつ 2 回、各 4 人程度の生後 6 カ月から就学前幼児等の利用を想定している。

利用申込みの方法は、先着順の事前予約としているが、キャンセル等により空きがあれば当日受付も可能とする予定である。

なお、保育士は会計年度任用職員を考えている。

（質問）

市立高等学校つながりプロジェクトの予算にはどのようなものが計上されているのか。

例えば、同事業により実施される部活動の交流戦等へ参加する生徒の交通費は計上されているのか。

（答弁）

同事業において予算計上しているのは、市立 3 校による交流戦等を行うに当たり発生する施設使用料や審判代となっており、交通費については現在のところ予算計上していない。

（要望）

同事業において行うイベント等の場所によっては移動に費用が発生する可能性もあると思う。また、交通費にかかわらず同事業に参加するために生徒に費用負担が発生することのないよう、生徒会等様々な関係者の意見を聞きながら配慮して進められたい。

(質問)

タブレットの配付に係る国の補助金はどこで確認ができるのか。

(答弁)

第55款、第15項、第55目教育費国庫補助金、教育情報化推進事業費補助金にて確認できる。

(質問)

配付タブレットの故障率はどの程度なのか。

(答弁)

令和5年度に入ってから集計であるが、自然故障が1,154台、物理破損が320台の合計1,474台となっている。自然故障の内数として、バッテリーの消耗による交換が657台となっている。

(質問)

バッテリーの消耗や物理破損は仕方がないと思うが、それを差し引いて自然に故障するものが500台程ある。こういった場合にかかる費用は、どのように対応するのか。

(答弁)

児童数の減少により発生している余剰機との交換で対応している。

令和6年度は、500台程度の余剰機が発生する見込みで、現在高校3年生が使用している端末が返却されるため、それを中学校の端末と交換し、中学校で使用していた端末は小中学校の予備端末として充てる対応を予定している。

なお、自然故障については、導入から3年が経過するということもあり、急に画面が停止したり、ちらつく等の様々な不調が出てきているが、それらを全て自然故障として計上し、端末の交換を行っているものである。

(質問)

全端末の一斉更新はいつになるのか。

(答弁)

現在の端末のリース期間が令和7年2月までとなっているため、一斉更新は令和7年2月を予定している。

(要望)

公民館へW i - F i 環境が整備されるなど、今後さらにタブレット端末の活用の幅を広げていこうという状況である。

子どもたちが不便な思いをしないよう、不具合への対応はしっかりされたい。

(質問)

屋内運動場整備事業費において、荒川小学校土砂災害対策整備と安富南小学校土砂災害対策整備実施設計という項目があるが、具体的にどのような整備内容なのか。

(答弁)

荒川小学校と安富南小学校の土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと言われている範囲において、兵庫県の事前の調査で50センチを超える土砂災害が想定される範囲において擁壁を設置するものである。

(質問)

出張型適応教室の支援内容と本来の適応教室との違いを説明してもらいたい。

(答弁)

本来の適応教室と出張型適応教室の違いであるが、1点目としては総合教育センターまで来なくても、家の近くに出張型適応教室があるならばそちらを選択することもできるという点である。

2点目としては、総合教育センターでは、1対1といった少人数で活動する適応教室と、集団のほうに移行していく段階の適応教室を2種類用意し、段階的なプログラムを組んでいるが、出張型適用教室では、学習であったり、体を動かすことであったりと、子どもたちがそれぞれに好む活動を通して相談員との面談を進めていくという形になっている点で違いがある。

なお、新たに増設する2か所の選定意図として、まず香寺図書館については、本を使った調べ学習が可能な点と、学校には行けないけれど本には興味がある子が本を通じて適応教室に少しでも興味を持ってもらえたらという思いで選定したものである。一方の大塩公民館については山陽電車で通いやすいという点もあるが、公民館にW i - F i が設置されたことから、学校との協議が必要ではあるものの、学校支給のタブレットを使用した学習支援ができないかと検討していることから選定している。

こういった新たな試みに対する、子どもたちの反応を見ながら、出張型適用教室の設置箇所等については検討していきたい。

(質問)

21世紀都市創造基金利子収入が教育委員会の歳入となるのはなぜなのか。

(答弁)

教育委員会が所管していた旧山之内小学校と旧伊勢幼稚園を有償で民間に譲渡したことによる基金積立て分の利子収入になる。

(質問)

不登校児童支援員の配置について、中学校は全36校への配置であるが、小学校への配置は18校である。18校はどのように選ぶのか。

(答弁)

不登校児童の多い小学校からの配置を予定している。

(質問)

同支援員について54人募集のところ、現在の応募数は33人とのことである。54人に満たない場合はどのようにするつもりなのか。

(答弁)

募集予定数を満たすまで何度も募集をかけていくつもりである。

(質問)

そもそも小学校においても全校配置するべきではないのか。不登校児童が少なければ支援員の配置はしなくてもよいということなのか。

(答弁)

兵庫県からの補助金が市内小学校の4分の1につくので18校としているが、令和7年度については全ての小学校に配置できるよう予算確保に努めたい。

(質問)

そもそもそのような考え方でよいのか。

今回の本会議でも複数の質問があったが、不登校に関する学校の現状に多くの人が関心を持っている。

県の補助金の不足分は市の負担で補ってでも初年度から全校に支援員を配置しようとするのが教育委員会が本来持つべき考え方ではないのか。

(答弁)

教育委員会としても令和6年度からの全校配置が望

ましいと考えているが、補助金がないとなかなか予算がつかないということもある。

まずは、今ある予算の中でできるだけ支援員を配置し、令和6年度に配置できなかった学校については、学校指導課で実施している学生ボランティアを優先的に配置していきたいと考えている。

(質問)

不登校児童生徒支援員の配置によってサポートできるのは学校に来られる子どもたちだけであり、全く学校に来ることができない子どもたちへの支援にはなり得ない。

そのような状況にもかかわらず、校内サポートである支援員すら全校に配置できないということであれば本当に姫路の子どもたちを守っていかうとしてくれているのか疑問に思うがどうか。

(答弁)

教育委員会としても不登校児童生徒数は減らしたいと考えている。

ただし、現在1,000人近い不登校児童生徒数のうち7割から8割の子どもたちは学校に来られている状況である。まずは、学校をその子たちにとって居心地のよい居場所にしていくことが、不登校児童生徒支援員の配置の大きな目的の1つである。

全く学校に来られない不登校児童生徒については、福祉や市長部局、フリースクールといった様々な立場の人々と協議会を開きながら、どのような支援ができるのか検討し、まずは居場所やつながりを大事にしていこうと連携を図りながら不登校対策を進めているところである。

(要望)

不登校児童生徒の数は年々増え続けている。この現状からして、これまで市が行ってきた対策に加えて何か新しい対策を打ち出していけないと減っていかないのではないか。

不登校児童支援員の配置により、まずは学校に来られている7割の不登校児童生徒を支援したいということだが、残りの3割が家から出られずに苦しんでいるのなら、その子たちへの支援について、もっと保護者と一緒になって考えるなど、何か新しいことをやるべきである。

教育委員会も学校も一生懸命やっていることは理

解するが、結局不登校が増え続けているという現実をしっかりと見なければならない。

不登校対策は本市にとって大きな問題であるので、もっと予算拡充に努め、しっかりと取り組まれない。

(質問)

教育相談体制の充実ということで総合教育センターの教育相談員を3人増員し、現在長期化している相談希望者の待機時間の短縮を図るとのことだが、現在、教育相談センターに相談の電話をしても1か月以上待たされる状況が続いている。

本会議の答弁では、3人の増員により、年間8,000件の相談件数が9,500件に増加するとのことだが、それで解消できるのか。

(答弁)

来年度の相談件数が増える可能性はあるものの、令和5年度の相談件数から考えると、3人の増員により何とか対応可能だろうと財政部局と協議し、予算化した次第である。

(質問)

対応可能とのことだが、相談業務は、じっくり時間をかけて行う場合と、時間に追われながら行う場合とでは対応に大きな差が生まれると思う。

予算獲得に向け苦労していることは理解するが、余裕を持って相談業務を行えるよう、さらなる人員確保に向けた予算拡充を図るべきと思うがどうか。

(答弁)

教育相談員については、資格等も必要で誰でもできる仕事ではないことから、人材確保が大きな課題であると認識している。予算拡充はもとより、市外の方にも声かけしていくなど人材確保にも努めていきたい。

(質問)

不登校児童生徒数が増えている原因は何だと考えているのか。

(答弁)

不登校の要因として、打たれ弱い子どもが増えてきたというのが、私の教員生活30年の中で大きな変化として感じるところである。

子どもたちにとって、厳しいことを乗り越える経験が1つの人格形成につながると考えるが、昨今の学校や保護者を含む社会全般で子どもを守ろうとする雰囲気の変化も不登校児童生徒が増えた大きな要因で

はないかと考えている。

(質問)

不登校児童生徒支援員が不登校対策として実効性があると考えているのか。

同支援員は教員の業務負担の軽減という意味では有効と思うが、同支援員を配置したからといって不登校の児童生徒が学校に出てきてくれるわけではないと思う。

不登校の児童生徒に対して、昔は何度も家庭訪問して出てくるように言っていたが、現在は無理に出席しなさいと言ってはならず、出席してくれたら先生も「よく出てきたね。」と寛容に受け入れるといった時代である。そういった不登校児童生徒への対応を見た他の児童生徒には「無理をして学校に行かなくてもいい。」という意識がだんだんと広がっていき、それが不登校児童を増やしている要因の1つにもなっているのだと思う。

不登校児童生徒を個別に見ながら自発的に出席して来られるように導いていく必要がある中で、それに対するノウハウが学校にはまだ蓄積されていないのではないと思う。

同支援員が活動を通じて、様々なノウハウや成功体験の事例を蓄積し、本当に有効で実効性のある不登校対策を考え、政策として落とし込んでいくような方向に転換していく必要があるのではないのか。

(答弁)

指摘のとおり、法律で学校に行きにくければ無理をして行かなくてもよいとなっており、新聞等様々な媒体を通してその情報を受け取った子どもたちが学校を休もうと考えやすくなる社会の流れになっていることも事実である。

しかしながら、それでも学校に来てほしいというのは我々の願いである。それにはやはり、学校行事などを通して学校が楽しいという思いを醸成させるような雰囲気づくりを進めていくとともに、進路や学力の悩みの解消のため、分かりやすい授業の実施など、原点に立ち返った魅力ある学校づくりを推進していかなければいけないと考えている。

(質問)

器物破損事件にかかる逮捕の事例について、昔なら警察の介入なしに学校で解決できていた話であると

思う。しかし現在は、指導の範囲での叱咤激励などとしてはいけないことになっており、現場の先生たちは非常に窮屈な状況での指導を余儀なくされている。本来なら、指導の中で、悪いことをすれば罰則などの嫌なことがあるということを示しながら正しい道へ誘導することが普通かと思うが、それができないから警察に頼ることになってしまう。

例えば、事案に応じた適切な罰則を整理して、学校の秩序維持のために必要な罰則を教員が与えることを公に認めるなど、問題行動を起こす生徒を軌道修正させる根本的な方法について実効性のある議論をしていく必要があると思うがいかがか。

(答弁)

器物破損の件については、警察の介入があったものの、悪いことは悪いとはっきりと児童生徒へ伝えていくことは、大人・教員の責務であると感じており、しっかりと伝えていかなければと改めて思っている。

(要望)

ストレスから守ろうとしすぎて免疫のない子どもが増えている。

暴言や暴力は許されないが、そういったものを全く排除し、子どもの嫌がることは何も言わないのは行き過ぎで、ちょうどよい着地点があるはずである。それをみんなで研究し、コンセンサスを取れば、ここまでは厳しくしても大丈夫という方策が見えてくるはずである。

これからは忍耐力や抵抗力を育む教育も少しは必要なのではないかと思うので、不登校の対策としてはもっと実効性のある政策を研究し、予算化して欲しい。

(質問)

1人1台端末として導入したChrome Book 端末について、社会に出てから使用するのはほぼマイクロソフトオフィスであるにもかかわらず、それが使用できない点が残念であると市内高校生より相談を受けた。令和6年度端末を更新するに当たって、変更する可能性はあるのか。

(答弁)

各高等学校のパソコンルームにはマイクロソフトオフィスが入ったパソコンが導入されており、情報の授業で使用している。

(要望)

高校生からそのような意見があったため、実状をよく聞いてもらいたい。

(質問)

本会議で児童生徒のプライバシーに配慮した健康診断の実施について答弁があったが、従来に比べ丁寧に健康診断を実施することにより時間がかかってしまうのではないのか。

(答弁)

本市では、かねてより児童生徒の心情やプライバシーに配慮した健康診断を実施してきたところであるが、このたび新たに文科省から児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施の環境整備について通知が出たので、学校、医師会、学校医の方にも連絡をしたところである。

健康診断の実施内容に特段大きな変更があったものではない。

(質問)

市立3校整備予定地の土地の取得について、用地取得の交渉状況と、新市立高校の整備に必要な敷地面積はどの程度なのか。

(答弁)

交渉状況としては、地権者の方々と顔合わせをしているという状況である。土地の取得費用を令和6年度予算に計上しており、議会の議決を経て予算化された後に、譲渡所得の税控除についての税務署協議や土地の鑑定を行って、具体的に条件提示ができるようになってから交渉に何うと説明している。現時点では予算化されていないため当然金額提示は行っていない。

必要な敷地面積についてであるが、統合予定の3校はいずれも6クラスあることから、統合後は、8から10クラスの規模を確保したいと考えている。

また、部活動の充実、クラス数に合わせた十分な教員の配置を図り、単位制により上乗せの教員数が必要になることもあり、教育委員会の希望としては旧中央卸売市場跡地の全体を取得し、人材と財源を集中したいと考えている。

(質問)

新市立高校をよい学校にするために、1平米も欠けることなく用地を取得したいという気持ちは理解するが、全ての土地の取得がかなわなかった場合の代替

案は考えていないのか。

(答弁)

商業施設の希望や明確に反対される可能性もあるが、まだ具体的な条件提示もしていない現段階においては、取得できない場合は想定せず、全ての地権者に丁寧の説明し、理解を求めていく所存である。

(質問)

議会運営委員会で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の運用方法について、議決の可否を判断をするに当たり、年度ごとに同一事業で取得する土地をまとめて1件と捉えていたところ、契約1件ごとを単位として捉える運用とするとの提案があった。これは市場跡地の用地取得を背景としており、1件ずつ取得すれば、議会の議決を経ずに、次は最終の取得面積に応じた整備内容の提案になると思うがその認識でよいか。

(答弁)

同運用方法の変更は、市場跡地の用地取得も想定されていると思うが、それ以外の市全体の用地取得も含め検討されたと聞いている。

用地取得にかかる議決を避けるような意図はなく、その時々ルールに従ってやっていくつもりである。

(要望)

理事者側の姿勢として、聞かれるまでは進んで報告しないということが気になっており、私としては応援している立場であるが、そういった誤解を受けかねない可能性もある。

よい学校にしたいと真剣に取り組まれているとは思うので、引き続き熱意を持った事業推進と、事実の情報開示をより一層行われたい。

(質問)

トライやる・ウィークの予算は幾らか。

(答弁)

全体では2,620万8,000円である。

(質問)

内訳はどうなっているのか。

(答弁)

各中学校に推進協議会を設置しており、そこに委託する形になっている。その委託費が1学級当たり20万円となっている。

(質問)

県と市で支出額に違いはあるのか。

(答弁)

県は1学級当たり15万円の支出となっている。

(質問)

市としてのトライやる・ウィークのよい点と課題についてどのように考えているのか。

(答弁)

中学生にとっては貴重な職場体験・社会経験の場となっている。また、地域の人々にも受入れが定着してきているので、それらの点がよい点かと思う。

課題としては、コロナ禍を経て、受入れを辞退する事業所も増えており、事業所の確保が大きな課題となっている。

(要望)

遠方の受入れ事業所にタクシーで行ったり、特定の事業所に何十人単位で複数の学校から行っているような実態もあることから、地域コーディネーターを活用するなど、新しい事業所の確保をお願いしたい。

(質問)

先ほどの議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の運用方法の変更について、議会運営委員会の中では、議会の議決事項かどうかにかかわらず、従来どおり、各常任委員会の中で事業進捗の報告と合わせ、用地取得の契約状況についての結果報告もしっかり説明していくという話であったと理解しているがそれで間違いはないか。

(答弁)

そのとおりである。

また、質問を受けた内容については誠実に答弁する。

なお、筆数は51筆、土地所有者は44人である。

(要望)

全市民のために必要な用地を適切な単価で取得できるよう努められたい。

教育委員会終了

15時04分

【文教・子育て委員会の意見取りまとめ】

意見取りまとめ

15時07分

・分科会長報告について

正副分科会長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

15時08分

閉会

15時08分